

受 付 令和 年 月 日

給水装置申込書

令和 年 月 日

東員町長 様

住所

工事申込者  
(装置所有者)

氏名  
(電話

印  
)

下記のとおり（新設・改造・修繕・撤去）工事を申込みます。

装置設置場所	東員町				
給水種別		使用区分	口径	mm	世帯主
給水用途	一般用	臨時	その他		

給水装置に関する承諾書

上記の給水装置申込について地主、家主、利害関係者としての給水装置及び付属物取付その他給水に関する一切の事項を承諾いたします。

令和 年 月 日

地 主 住所  
氏名

印

家 主 住所  
氏名

印

利害関係人 住所  
氏名

印

給水装置の内公道下に属する部分の移管願

給水工事の新設工事を申込ましたところ、当該工事しゅん工後において上記給水装置の内公道下に属する施設は東員町へ寄付します。

給水装置所有者 住所  
氏名

印

## 確 約 書

東員町水道事業給水条例第5条に基づき、給水装置の新設等の申込をするにあたり、給水装置工事の施行については、東員町水道事業給水条例第7条の規定に基づき実施することを確約します。

令和 年 月 日

東員町長 様

住 所

工事申込者氏名



### 東員町水道事業給水条例抜粋

(工事の施行)

- 第7条 給水装置工事は、町長又は町長が法第16条の2第1項の指定をした者（法第25条の3の2第1項に規定する指定の更新を受けないことにより失効となった者を除く。以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。
- 2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ町長の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に町長の工事検査を受けなければならない。
- 3 第1項の規定により町長が工事を施行する場合においては、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。